

## 地方独立行政法人天王寺動物園 中期計画

(前文)

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条の規定に基づき、大阪市長から指示を受けた令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間における地方独立行政法人天王寺動物園（以下「法人」という。）の中期目標を達成するため、次のとおり計画を定める。

### 第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 動物展示の充実と快適な園内環境の創出による動物園の魅力向上

来園者が園内で楽しい時間を過ごすことができるよう、展示動物を充実させるとともに、見やすさ、分かりやすさ、清潔感といった顧客満足の向上を意識した取組みを推進する。また、イベントの実施や園の魅力の積極的な発信を通じて、来園者の増加に繋げる。

##### (1) 展示動物の計画的な導入・確保

来園者ニーズの高い人気動物や希少動物の導入に向け、国内外の動物園との信頼関係を構築するための取組として、動物園コミュニティの活動に積極的に参加・協力する。

また、当園の飼育状況（コレクション計画、獣舎整備計画等）を踏まえた具体的な動物導入計画に基づく取組を行う。

##### (2) 魅力的なイベントの企画・実施

誘客面やリピーター増加に加え教育効果の観点からも、これまで実施してきたイベントの内容・時間・連携先などを検証のうえ、イベント企画実施にかかる指針を策定し、魅力的・効果的なイベントを企画・実施する。

##### (3) 積極的な情報発信

ホームページ、各種SNS等を活用して、ターゲットや目的を明確にしたうえで効果的でタイムリーな情報発信を行うことにより、誘客に加え、動物の生態、生物多様性等の保全に関する理解にも繋げる。

また、各種メディアからの取材、番組企画やロケーションを積極的に受け入れるとともに、メディアへの継続的な情報提供を行う。

##### (4) 質の高い来園者サービスの提供

来園者が園内で楽しく過ごすことができるよう、委託事業者も含め、園内で働くスタッフが来園者に対し、ホスピタリティマインドを持って接するための取組みとして研修などを体系的に実施する。

定期的な清掃により園内の美観を保持するほか、案内板をはじめとする情報提供の多言語化を図る。

さらに、新たに建設する獣舎については、観覧スペースや導線等、子どもや車いす利用者も快適に観覧できる設計・施工を行うとともに、既存の獣舎についても工夫を施し、すべての来園者にとって快適な観覧環境を確保する。

## 2 動物の生態等に関する理解や関心を深めるための教育活動の推進

「天王寺動物園教育ポリシー」を踏まえて教育普及機能を強化し、動物のにおいや鳴き声、様々な行動に実際に触れる機会を提供することに加え、野生動物を取り巻く地球規模の環境問題も視野に教育普及活動を行い、SDGsへの貢献をめざす。

### (1) 間近で動物を感じる機会の提供

ごはんタイム・おやつタイムの実施や動物への餌やり体験等、新たなふれあい広場の運営を通じ、来園者が間近を感じる機会を提供する。

また、お客様のニーズや満足度を把握する等、展示効果の検証を行いつつ、間近で行動的な動物が見られる展示となるような取り組みを進める。

### (2) 園内外における学習機会の提供

教育ポリシー・新学習棟活用を踏まえた、当園の教育普及活動に関するアクションプログラムに基づき園内外における学習機会の提供を行いながら、受講者・来園者調査に基づき、継続的に提供するメニューとその内容、アクションプログラムの改善を図るサイクルが回っている状態を目指す。

また、来園者に動物の魅力及び生息地の状況が伝わるようなパネル展示を継続して実施する。

さらに、多様な教育普及の観点から、NPO法人・ボランティア・大学との連携協定の締結などにより協働体制を構築する。

## 3 動物福祉に配慮した飼育管理と高度な飼育技術の確立

動物園の主役である動物が健康で幸せに暮らすことができるよう、飼育環境の安全と安心を確保するとともに、野生本来の行動をとることができる飼育環境を創出するための取組みを推進する。

### (1) 動物福祉に配慮した飼育の実践

動物福祉に配慮した飼育を実践するために、環境エンリッチメントやハズバンドリートレーニングに園全体として取り組んでいく。

取組みにあたっては、一定の考え方のもと体系的に行うとともに、定期的

な検証を踏まえるほか、現在実践している飼育メニューも改めて点検のうえ、マニュアル化するとともに人材の教育・研修体制を構築する。

#### (2) 動物福祉に配慮した獣舎整備の推進

新たに建設する獣舎については、日本動物園水族館協会が示すガイドライン以上の広さ、構造、設備等を備えた設計・施工を行うとともに、既存の獣舎についても、工夫を施し、動物福祉に配慮した飼育環境を確保する。

また、既存獣舎についても、維持管理計画に基づき適切な点検・補修を継続するとともに、動物福祉の観点も踏まえた小規模改良を実施する。

### 4 繁殖及び調査研究活動の推進

動物の生態に関する各種調査研究活動や希少動物の繁殖を通じ、種の保存に貢献する。

#### (1) 繁殖の推進

種毎の飼育方針文書に基づき、動物福祉の観点も踏まえ、計画的に繁殖に取組むとともに、現在も実施している他園の繁殖への協力としての貸出・借入等に引き続き取組む。

また、法人として可能な域内保全への支援活動を継続する。

#### (2) 調査研究の推進と知見の共有

自園において取り組むべき調査研究対象を定め、着実に継続するとともに、大学等と連携した共同研究を推進するために、動物園の活用を積極的に周知する。

また、研究成果について、業界団体等の大会や研究会において学術発表することで、知見の共有を図る。

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

### 1 自律的な組織経営

法人として「国際社会に貢献し、世界に誇れる動物園」という目指す姿を組織内外に周知徹底する。

また、中期目標の実現に向けた、組織の役職や人員について、その効果を定期的に検証し、必要に応じて見直しを図るとともに、専門性の高い業務について必要に応じて外部からの専門人材の登用を行う。

### 2 人材の確保・育成と職員の能力向上・意欲喚起

#### (1) 人材の確保・育成

人材の確保については、現在の職員の年齢構成・経験も考慮し、中期目標の達成に資する人材の確保に努める。

また、人材の育成については、中期目標の達成に向け、求められる考え方、技術・能力をOJTや研修等で着実に習得させるとともに、数多く在籍するベテラン職員層のノウハウを標準化した各種マニュアル類で共有することにより園全体の能力を向上させる。

## (2) 職員の能力向上と意欲喚起

法人設立当初に策定した評価制度の定期的な効果検証を行い必要に応じて見直しがなされる仕組みを構築する。

## 3 効果的・効率的な業務執行

### (1) P D C Aサイクルの確立

法人設立初年度は、評価の対象となる年度計画の各項目毎に適切に進捗管理が実施できるような仕組みを構築し、日常業務の履行が評価基準の達成に自然と結びつくよう取り組みを行う。さらに、達成状況を踏まえ、日常業務や次年度計画に反映するとともに、必要に応じて中期計画の変更を行う。

### (2) I C Tの導入及び活用

事務効率化の観点から人事財務部門へのI C Tの導入はもちろん、動物福祉向上の観点から飼育診療部門において、飼育、各種トレーニング、診療の履歴などの情報を一体的に管理できるよう、ICTの導入と日常的な活用に取り組む。

## 第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

### 1 収入の確保

事業の実施に必要な資金を安定的に確保するため、来園者サービスの充実、積極的なプロモーション活動等により、安全と集客のバランスも考慮しながら着実な入園料収入の確保に努めるとともに、ファンドレイジングを始めとした渉外営業等による入園料外収入の確保に努める。

### 2 経費の節減

日々の業務内容等の点検・精査や管理業務における外部委託内容の精査、獣舎整備における発注方法の工夫及び固定経費のさらなる節減等により運営経費の抑制に努める。

### 3 予算（人件費の見積りを含む）

令和3年度～令和7年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,658
施設整備費補助金	2,309
自己収入	3,034
事業収入	2,428
その他収入	606
計	10,001
支出	
業務費	6,659
業務経費	3,977
人件費	2,682
一般管理費	1,034
施設整備費	2,309
計	10,001

(注)

大阪市花と緑のまちづくり推進基金の一部（87百万円）については、法人へ移管するが、中期目標期間を超えて繰り越す予定であるため、予算表に含めていない。

#### 【人件費の見積もり】

期間中総額、3,268百万円を支出する。

※退職手当を含む。ただし、退職手当については各事業年度の退職者の状況に応じて措置することになる。

※金額については見込みであり、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後変更する可能性がある。

### 4 収支計画

令和3年度～令和7年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7,911
経常費用	7,831
業務費	6,659
業務経費	3,977
人件費	2,682
一般管理費	1,034
減価償却費	138
臨時損失	81
消耗品費	81
収入の部	7,911
経常収益	7,830
運営費交付金収益	4,658
事業収入	2,428
その他収益	606
資産見返負債戻入	138
資産見返物品受贈額戻入	138
臨時利益	81
物品受贈益	81
純損失	0
総利益	0

※金額については見込みであり、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後変更する可能性がある。

## 5 資金計画

令和3年度～令和7年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	10,088
業務活動による支出	7,692
投資活動による支出	2,309
次期中期目標期間への繰越金	87
資金収入	10,088
業務活動による収入	7,779
運営費交付金による収入	4,658
事業収入	2,428
寄付金収入	87
その他の収入	606
投資活動による収入	2,309
施設整備費補助金による収入	2,309
前期中期目標期間からの繰越金	0

(注)

大阪市花と緑のまちづくり推進基金の一部（87百万円）については、法人へ移管するが、中期目標期間を超えて繰り越す予定であるため、次期中期目標期間への繰越金としている。

※金額については見込みであり、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後変更する可能性がある。

#### 第4 短期借入金の限度額

##### 1 限度額

1億円

##### 2 想定される短期借入金の発生事由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすること等が想定される。

#### 第5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

地方独立行政法人法の手続きに則り、次の財産を処分する。

令和5年度以降 展示場（オランウータン舎、キジ舎）・作業場

令和6年度以降 展示場（ペンギン舎、コウノトリ舎、ホッキョクグマ舎）、ポンプ室、獣舎（動物一次収容施設）・倉庫

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画なし

第7 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、動物の導入及び動物福祉の向上、園内環境の質の向上、教育活動及び調査研究等の充実、人材への投資及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。

第8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 積立金の使途

積立金は、中期目標期間中の損益計算における利益の残余を整理するものであり、第1期中期目標期間において前期の積立金は存在しないため、その処分に関する計画は作成しない。

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(1) 人事に関する計画

動物福祉に配慮した飼育を実践するほか、動物や職員の安全確保を図るため、令和3年度に職員を増員することで飼育管理体制の適正化に取組むとともに、その体制について検証し将来的な人員配置計画を策定する。

(2) 施設に関する計画

施設については、中長期的な視点に立ち、計画的な整備に取り組む。

施設の内容	予定額	財源
<ul style="list-style-type: none"><li>・ホッキョクグマ舎（設計・工事）</li><li>・アフリカの森ゾーン（設計・工事）</li><li>・日本の森・里山ゾーン（計画・設計・工事）</li><li>・休憩エリア（計画・設計・工事）</li><li>・東南アジアの森ゾーン（計画・設計・工事）</li><li>・修景エリア（計画・設計）</li></ul>	2,309 百万円	施設整備費補助金

・アジアの森ゾーン拡張（計画・設計） ・動物病院・研究棟・調理場（計画）		
---	--	--

注) 施設の内容、金額については見込みである。

注) 施設整備費補助金の見込みについては試算に基づくものであり、各事業年度の予算要求過程において再計算し、大阪市において決定される。

### (3) 中期目標の期間を超える債務負担

#### 施設整備事業

(単位：百万円)

施設	事業期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
東南アジアの森ゾーン	令和5年度から 令和9年度まで	46	408	454
修景エリア	令和5年度から 令和9年度まで	7	65	72
アジアの森 ゾーン拡張	令和7年度から 令和10年度まで	26	548	574
動物病院・研 究棟・調理場	令和7年度から 令和12年度まで	6	274	280

### (4) 内部統制の強化

#### ①重要なリスクを回避するためのマネジメント体制の構築

集客施設運営上の特性及び地方独立行政法人法上求められる内部統制の考え方を踏まえ、重要なリスクを回避する体制が機能するとともに、必要に応じて見直しが可能な仕組みを構築する。

#### ②法人運営に必要な諸規程の整備と周知徹底、適切な運用

法人運営にあたって整備した諸規定を関係職員が十分に理解したうえで、円滑に運用できるよう取り組むとともに必要に応じて見直しを行う。

#### ③コンプライアンスの周知徹底

法令順守に加えて、独立行政法人の職員として社会（来園者）の要請に応える行動は何かを理解する。

④個人情報等の保護

個人情報等の保護に関する法律に基づいて整備した法人の個人情報保護規定を職員全員が十分に理解・運用できている状態とする。

⑤内部監査及び監事監査の適切な実施

内部監査により定期的に内部統制環境の有効性をモニタリングするとともに、監事による監査を通じて、内部統制に関する必要な見直しを行う。

⑥ネットワークセキュリティの強化

個人情報等の機密情報の漏えいを未然に防ぐため、情報セキュリティ対策を徹底する。

（5）来園者の安全確保

園内施設の安全確保や来園者の安全確保に必要な体制の整備 及び園内で業務に従事する関係者への安全意識の周知徹底を行う。

（6）職員の安全衛生管理

労働安全衛生法等に基づいた安全衛生管理体制に加え、職員の健康保持促進のための取組みを進めるとともに、職員へ周知徹底する。

（7）環境に配慮した取組の推進

WAZA（世界動物園水族館協会）の持続可能戦略で示されたSDGsへの貢献に向け、環境に配慮した取組を推進する。

（8）情報公開の推進

情報公開を推進し、運営状況の透明性を高めることで、法人の活動への理解及び信頼を得る。

また、法令に定める情報のみならず業務内容の理解に資する情報も、積極的に公表する。

（9）BCPの策定

地震、台風など自然災害及び新型コロナウイルス感染症、鳥インフルエンザなどの新興感染時による対応をあらかじめ定めることで来園者・職員の安全を確保する。